

ウエストワングカンツリー倶楽部 名義書換推進キャンペーン

(預託金の名義書換料充当)

本制度は、名義書換料の支払において、消費税分を除く名義書換料に対して譲り受けた会員権の預託金から全額充当できる制度です。

＜名義書換料＞ 正会員 : 200,000円 (税別)
法人記名者変更・法人種別変更・親族譲渡 : 100,000円 (税別)

＜参考資料＞

預託金充当による会員権の名義書換による会員権購入者は、名義書換料からそれに充当する預託金の金額を差し引いた金額と、当初の名義書換料にかかる消費税をお支払いいただきます。また、証券は差し替えとなり、新証券の預託金の額面金額は充当分を差し引いた金額となります。

例A： 名義書換料 200,000 円 (税別)、預託金 200,000 円、充当金額 100,000 円のお客さまの場合
合・ 200,000 円 (名義書換料) - 100,000 円 (充当金額) = 100,000 円

・ 実際にお支払いいただく金額 100,000 円 (充当分を差し引いた名義書換料) + 20,000 円 (当初名義書換料の消費税 10%) = 120,000 円

・ 新証券の預託金額面 200,000 円 (預託金) - 100,000 円 (充当金額) = 100,000 円

例B： 名義書換料 200,000 円 (税別)、預託金 200,000 円、充当金額 200,000 円のお客さまの場合
合・ 200,000 円 (名義書換料) - 200,000 円 (充当金額) = 0 円

・ 実際にお支払いいただく金額 0 円 (充当分を差し引いた名義書換料) + 20,000 円 (当初名義書換料の消費税 10%) = 20,000 円

・ 新証券の預託金額面 = 無額面

注) 平成26年8月15日付で大阪地裁より認可決定の確定を受けた再生計画における決定事項に基づき、継続会員の預託金は97.5%をカットし、残り2.5%を新預託金とすることとなっております。継続会員に対しては、証券の差し替えを行っておりませんので名義書換の際は、預託金額を下記倶楽部担当者へご確認ください。

〒673-1472 兵庫県加東市上三草 1136-67

ウエストワングカンツリー倶楽部

会員事務局：三原

TEL：0795-42-2401